

しんわ福祉サービス（訪問介護事業）運営規程

第1条（事業の目的）

株式会社しんわが開設する、しんわ福祉サービス（以下「事業所」と言う。）が行う指定訪問介護事業（以下「事業」と言う。）の適正な運営を保持するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はホームヘルパー養成研修2級以上の修了者（以下「訪問介護員」と言う。）が要介護状態にある高齢者（以下「利用者」と言う。）に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うこととします。

第2条（運営の方針）

事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員が作成したケアプランに沿って、介護サービスを行います。

- 二. 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、事業実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所名称及び所在地は、次のとおりです。

名称 しんわ福祉サービス

所在地 横須賀市三春町1-3

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所のサービス提供責任者および訪問介護員の管理・指導、指定訪問介護サービスの利用の申込に係わる調整、業務の実施状況の確認をします。

サービス提供責任者 3名（常勤3名）

- (1) サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、利用者又は家族にその内容について説明し交付します。また、訪問介護計画作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行います。
- (2) サービス提供責任者は、指定訪問介護事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導員等、サービスの内容の管理を行います。

訪問介護職員 20名（常勤6名 非常勤14名）

訪問介護職員は、訪問介護サービスの提供を行います。

第5条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は、次のとおりです。

月曜日～土曜日・祝祭日 8時30分～19時30分

12月30日～1月3日 休業

二. 利用者のニーズにより、営業時間外においても、電話等24時間体制で対応し、要望に対して、早朝、深夜等にも実施をいたします。

第6条 (提供内容)

指定訪問介護の内容は、次のとおりです。

- (1) 身体介護 移動介助、排泄介助、入浴介助、食事介助、身体の清潔への介助
- (2) 生活援助 調理援助、洗濯援助、掃除援助、買物援助
- (3) 通院等乗降介助

第7条 (利用料等)

指定訪問介護サービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。なお、通院等乗降介助を利用した場合の移動（自宅を出発してから目的地に到着するまでの時間又はその帰り）に係る費用については介護保険適用外となり下記の表のとおり、実費相当額を負担して頂くものとします。

区分 (移動距離)	移送料金
初乗りから3キロ未満	700円
3キロ以上4キロ未満	800円
4キロ以上5キロ未満	900円
以降1キロ増すごとに	100円加算

また、通院時の病院内の介助を行った場合の介護保険適用外のサービスを提供した場合は、下記の表のとおり費用の負担をして頂くものとします。

30分未満	1,250円
30分以上1時間未満	2,500円
以後30分を増すごとに	1,250円

※単独での自費の院内介助のサービスは、提供することはできません

厚生省令に規定される「その他の費用(通常の実施地域外へ行くときの交通費)」については、次の額を利用者から支払いを受けられるものとします。

(1) 公共交通機関を使用した場合はその要した費用の往復分

上記の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族（以下「利用者等」と言う。）に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に署名又は記名押印を受けることとします。

第8条 (サービス計画の作成)

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成します。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成を行います。

第9条 (緊急時等の対応)

訪問介護員は、現に指定訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じ

た場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を行います。また、管理者へ連絡をとり、適切な指示を受けます。

- 二. 指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- 三. 利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

第10条 (苦情処理)

指定訪問介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとします。

- 二. 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- 三. 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

第11条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

二、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

第12条 (掲示)

事業者は、事業所内に運営規程の概要、訪問介護職員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

第13条 (提供地域)

提供地域は、横須賀市、逗子市、三浦市、葉山町及び横浜市金沢区になります。

第14条 (その他)

事業者は、従業員の健康管理をすることと、従業員に研修を積極的に行い、質的向上に努めます。

- 二. 事業者は、従業員が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密、個人情報等を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 三. 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。

付則 この運営規程は、平成 13 年 2 月 5 日から施行する。
この運営規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 21 年 12 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 22 年 7 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 22 年 9 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 23 年 2 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 23 年 4 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 23 年 6 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 23 年 7 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 25 年 4 月 24 日から施行する。
この運営規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 25 年 10 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 25 年 11 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 26 年 1 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 26 年 3 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 26 年 4 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 27 年 2 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 27 年 5 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 27 年 9 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 27 年 11 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 28 年 7 月 8 日から施行する。
この運営規程は、平成 28 年 9 月 20 日から施行する。
この運営規程は、平成 28 年 10 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 30 年 1 月 15 日から施行する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 30 年 4 月 16 日から施行する。
この運営規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この運営規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。
この運営規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
この運営規程は、令和 2 年 5 月 16 日から施行する。
この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規程は、令和 3 年 6 月 16 日から施行する。
この運営規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
この運営規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
この運営規程は、令和 6 年 3 月 16 日から施行する。
この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この運営規程は、令和 6 年 5 月 16 日から施行する。
この運営規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。
この運営規程は、令和 6 年 9 月 11 日から施行する。